

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑葉会の定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬及び旅費等費支給に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員には、報酬は支給しない。

(出張旅費)

第3条 評議員が、その職務のため、出張した場合は請求に基づき、別に定める<職員旅費規程第11条>に基づき、旅費を支給する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月5日から施行する。